

かわさきしこ けんり かん じつたい いしきちようさ あんけーと
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 (アンケート)

きょうりよく ねが
ご協力のお願い

かわさきしこ けんり かん じつたい いしきちようさ あんけーと
川崎市には、子どもが安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長し
ていけるように作った「川崎市子どもの権利に関する条例」があります。こ
の条例を元に川崎市ではさまざまな子どもに関する取組を行っています。こ
のアンケートは、この取組をより良くするためにお願いするものです。

あんけーと きょうりよく ねが
アンケートへのご協力をお願いしているのは、コンピューターでランダムに選
んだ、川崎市内にお住まいの11歳から17歳までの2,100人、18歳以上の
900人の方々です。

あんけーと けっか ほうこくしょ よてい めいわく
アンケート結果は報告書にまとめる予定ですが、あなたにご迷惑をおかけした
りすることはありません。

きょうりよく ねが
どうぞご協力をお願いします。

2014 (平成26) 年3月

かわさきし しみん きよく じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室

かわさきしこ けんりいいんかい
川崎市子どもの権利委員会

ほごしゃ みな
保護者の皆さまへ

かわさきし ねん かわさきし こども けんり かん じょうれい
川崎市では2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子ども
ひとり 一人 人間として 尊重し、権利侵害から 守り、自分らしく 生きることを 支える
ために、さまざまな 取り組み おこな
っています。

ほんじつ おく かわさきし こども けんり かん じったい いしき ちようさ
本日 お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、
かわさきし かわさきし こども けんり いんかい かわさきし かん し しさく さんこう
「川崎市」と「川崎市子どもの権利委員会*」が子どもに関する市の施策の参考に
するために 行っている ものです。

こんかい ちようさ ねが こん びゆー た む さく い ちゆうしゆつ
今回 調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為抽出した
らん だ む えら ほんし す さい さい さい さい さい さい さい さい
(ランダムに選んだ)、本市にお住まいの11歳から17歳までの子ども
2,100人 と 18歳以上の900人の方々です。

ちようさ けつ けい ほうこく しょ よてい なま え か だ
調査結果は報告書にまとめる予定ですが、お名前を書かないでお出しただ
き、ごめい わく じゆう ぶん き
御迷惑をおかけすることのないよう、十分気をつけております。

てすう ちようさ ごきょうりよく ねが
お手数をおかけいたしますが、この調査に御協力いただきますようお願い
もう あ
申し上げます。

2014 (平成26) 年3月

かわさきし しみん きよく じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室

かわさきし こども けんり いんかい
川崎市子どもの権利委員会

かわさきし こども けんり いんかい かわさきし こども けんり かん じょうれい せっち こ
*川崎市子どもの権利委員会とは、「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに
かん し しさく こ けんり ほしやう じょうきやう けんしやう
関する市の施策について子どもの権利保障の状況を検証しています。

かわさきし こ けんり かん じったい いしきちょうさ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

こ さい よう
子ども（11～17歳）用

～ アンケートにご協力をお願い ～

- お送りしたあて名のご本人がお答えください。
- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- 答えられる範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。
(返信用封筒には切手をはる必要はありません)
- **2014年3月16日**までにポストに入れてください。

※ このアンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りしています。

※ あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。

《 このアンケートをごらんになった保護者の方へ 》

無記名のアンケートであり、個人が特定されることはありません。お子様やご家族にご迷惑がかかることのないよう、十分配慮いたします。お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお願いいたします。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

かわさきし しみん きょく
川崎市 市民・子ども局

じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ こ けんり だんとう
人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

でんわ ふあつくす
電話 044-200-2344 Fax 044-200-3914

いーめーる
E-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

最初に「あなた自身のこと」についておききします。

F-1 あなたの年齢をおしえてください。(2014(平成26)年2月1日での年齢を書いてください。)

- 1 11歳 2 12歳 3 13歳 4 14歳 5 15歳 6 16歳 7 17歳

F-2 あなたは平日(月曜日から金曜日まで)おもに何をしていますか。

- 1 学校に行っている 2 学校以外のところでごしている 3 働いている

F-3 あなたの住んでいるところをおしえてください。

- 1 川崎区 2 幸区 3 中原区 4 高津区 5 宮前区 6 多摩区 7 麻生区

F-4 あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

- 1 1年未満 2 1~5年 3 6~10年 4 11年以上

I 2000(平成12)年12月につくられた「川崎市子どもの権利条例」についておききします。

Q1-1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1 知っている 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない 3 知らない ⇒ Q2へ

Q1-2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 学校の先生の話 4 川崎市ホームページ 7 新聞、テレビなど
 2 施設の先生の話 5 ポスター 8 その他
 3 学校で配布されたパンフレット 6 ちらし (具体的に:)

Q1-3 かわさき子どもの権利じょうれいリーフレットを知っていますか。

- 1 知っている 2 知らない



Q2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 かわさき子どもの権利の日 3 川崎市人権オンブズパーソン 5 子どもの権利に関する行動計画
 2 かわさき子ども会議 4 かわさき子どもの権利委員会 6 一つも知らない

Ⅱ 『あなたの生活』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q3 あなたは、おとな(親、先生など)からたたかれたり、なぐられたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q4 あなたは、おとな(親、先生など)から心を傷つけられる言葉をいわれますか。

- 1 いわれる 2 ときどきいわれる 3 あまりいわれない 4 いわれない

Q5 あなたは、おとな(親、先生など)から性的にいやなことをされますか。

- 1 される 2 ときどきされる 3 あまりされない 4 されない

Q6 あなたは、おとな(親、先生など)に世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q7 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。

- 1 いる 2 いない



Q8 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|---|
| 1 学校の勉強・宿題 | 12 先生との関係 |
| 2 学校の規則 | 13 友だちや先輩との関係 |
| 3 クラブ活動・部活動 | 14 アルバイト・仕事先の人間関係 |
| 4 児童会・生徒会活動 | 15 彼氏・彼女との関係 |
| 5 いじめ・嫌がらせ・シカト | 16 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上の人間関係 |
| 6 塾の勉強・宿題 | 17 受験・進路 |
| 7 おけいこ・習いごと | 18 性のこと |
| 8 住んでいる地域のスポーツ活動 | 19 自分の身体のこと |
| 9 親・保護者との関係 | 20 家のお金のこと |
| 10 兄弟姉妹との関係 | 21 その他(具体的に:) |
| 11 祖父母との関係 | 22 疲れること、不安なことはない |

Ⅲ 『相談するところ』についておききます。(あてはまるものすべてに○)

Q9 次のような川崎市の子どもの相談を受けてくれるところを知っていますか。

- | | | |
|--------------|--------------------|-------------------|
| 1 児童相談所 | 6 教育委員会の教育相談室 | 12 川崎いのちの電話 |
| 2 児童・青少年電話相談 | 7 電話相談ホットライン(体罰など) | 13 かわさきチャイルドライン |
| 3 児童虐待防止センター | 8 インターネット問題相談窓口 | 14 子どもの人権110番 |
| 4 スクールカウンセラー | 9 やまびこ相談 | 15 横浜地方法務局相談窓口 |
| 5 心のかけはし相談員 | 10 人権オンブズパーソン | 16 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| | 11 いじめ相談ダイヤル | 17 知っているものはない |

Q10 困ったり悩んだりしたとき、どこに?だれに? 相談しますか。



【どこに】

- | | | |
|--------------------|-----------------|-------------------|
| 1 児童相談所 | 8 やまびこ相談 | 15 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| 2 児童・青少年電話相談 | 9 人権オンブズパーソン | 16 インターネット掲示板 |
| 3 児童虐待防止センター | 10 いじめ相談ダイヤル | 17 その他 |
| 4 総合教育センター | 11 川崎いのちの電話 | 具体的に |
| 5 教育委員会の教育相談室 | 12 かわさきチャイルドライン | |
| 6 電話相談ホットライン(体罰など) | 13 子どもの人権110番 | |
| 7 インターネット問題相談窓口 | 14 横浜地方法務局相談窓口 | 18 どこにも相談しない |

【だれに】

- | | |
|--------------|---|
| 1 親 | 8 習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ |
| 2 兄弟姉妹 | 9 ゆうゆう広場・相談学級の先生 |
| 3 祖父母 | 10 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 |
| 4 友だち | 11 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上の友達 |
| 5 担任の先生 | 12 その他(具体的に) |
| 6 保健室の先生 | 13 だれにも相談しない |
| 7 クラブ・部活動の先生 | |

IV 『あなたの^わ聞いのこと』についておききます。(あてはまるもの^{ひと}1つに○)

Q11 あなたは、^{がっこう}学校の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し^あ合いに^{さんか}参加していますか。

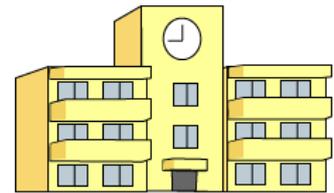
- 1 ^{さんか}参加している 2 ^{さんか}ときどき参加している 3 ^{さんか}あまり参加していない 4 ^{さんか}参加していない

Q12 ^{がっこう}学校の^{ぎょうじ}行事を決めるとき、^{せんせい}先生は、^こ子どもの^{いけん}意見を聞いていますか。

- 1 ^き聞いている 2 ^きときどき聞いている 3 ^きあまり聞いていない 4 ^き聞いてない

Q13 ^{がっこう}学校にはあなたの^{はなし}話を聞いて、あなたのことをよくわかってくれる^{せんせい}先生がいますか。

- 1 いる 2 いない



Q14 あなたは、^{がっこう}学校に何でも話せる^{なん}友達^{はな}がいますか。

- 1 いる 2 いない

Q15 あなたは、^{がっこう}学校の^{べんきょう}勉強がよくわかりますか。

- 1 わかる 2 ^{だいたい}だいたいわかる 3 ^{あまり}あまりわからない 4 わからない

Q16 あなたは、^{がっこう}学校で^{やす}休み時間や^{じかん}放課後、^{ほうかご}安心して^{あんしん}好きなように^すすごせますか。

- 1 ^すすごせる 2 ^すときどきすごせる 3 ^すあまりすごせない 4 ^すすごせない

Q17 あなたは、^{ほうかご}放課後どこですごしますか。(あてはまるもの^{すべて}に○)

- | | |
|--|---|
| 1 ^{じぶん} 自分の ^{へや} 部屋 | 10 ^{なら} 習いごとの ^{きょうしつ} 教室・ ^{すほ} スポーツ ^{くらぶ} クラブ |
| 2 ^{りびんぐ} リビング・ ^{いま} 居間 | 11 ^{ちいき} 地域の ^{としょかん} 図書館・ ^{しみんかん} 市民館 |
| 3 ^{そふぼ} 祖父母の ^{いえ} 家 | 12 ^{ぶんか} こども文化 ^{せんたー} センター・ ^{ふらざ} わくわくプラザ |
| 4 ^{とも} 友だちの ^{いえ} 家 | 13 ^こ 子ども ^{ゆめぱーく} 夢パーク・ ^{こうえん} 公園 |
| 5 ^{がくどう} 学童 ^{ほいく} 保育の ^{ばしょ} 場所 | 14 ^{ある} アルバイト ^い 先・ ^{しごとば} 仕事場 |
| 6 ^{くらぶ} クラブ ^{かつどう} 活動の ^{ばしょ} 場所 | 15 ^{げーむ} ゲーム ^{せんたー} センター・ ^{から} カラオケ ^{ほっくす} ボックス・ ^ね ネット ^{かふえ} カフェ・ ^{まんが} マンガ ^{きっさ} 喫茶・ |
| 7 ^{がっこう} 学校 ^{としょかん} 図書館 | ^{ふあす} ファストフード ^{とん} 店・ ^{ふあ} ファミレス・ ^{こんびに} コンビニ |
| 8 ^{きょうしつ} 教室 | 16 ^た その他(具体的に：) |
| 9 ^{じゅく} 塾 | |

Q18 あなたは、^{ちいき}地域の^{ぎょうじ}行事や^{はな}話し^あ合い(例えば、^こ子ども^{かい}会、^こ子ども^{かいぎ}会議など)に^{さんか}参加することがありますか。

- 1 ある 2 ^{ときどき}ときどきある 3 ^{あまり}あまりない 4 ない

V 『あなたの思い』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q27 あなたは、自分が好きですか。

- 1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きではない 4 好きではない

Q28 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

Q29 あなたは、自分は友だちから大切にされていると感じますか。

- 1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

Q30 あなたは、毎日が楽しいですか。

- 1 楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q31 次の子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思うものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1 安心して生きる権利 | いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる |
| 2 ありのままの自分である権利 | ほかの人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる |
| 3 自分を守り、守られる権利 | 心や体を傷つけられないように逃げ、助けをもらうために相談できる |
| 4 自分を豊かにし、力づけられる権利 | あそんだり学んだり活動したりすることができる |
| 5 自分で決める権利 | 自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けをもらえる |
| 6 参加する権利 | 自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる |
| 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利 | 国の違いや障がいなどで差別されず支えられる |



かわさきしこ けんり かん じつたい いしきちょうさ あんけーと
川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 (アンケート)
ご協力をお願い

かわさきし ねん かわさきしこ けんり かん じょうれい こ
川崎市では2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」をつくり、子ども
ひとり 一人げん 一人ひとりの人間として尊重し、けんりしんがい まも じぶん 自分らしく生きることを
ささ 支えるために、さまざま とりくみ おこな 取り組みを行っています。

ほんじつ おく かわさきしこ けんり かん じつたい いしきちょうさ
本日お送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、
かわさきし かわさきしこ けんりいいんかい こ かん し しさく はんえい
「川崎市」と「川崎市子どもの権利委員会*」が子どもに関する市の施策に反映
する基礎資料をつくるために行っているものです。

こんかいちょうさ ねが こんぴゅーた ぶさく い ちゅうしゅつ
今回調査をお願いしたのは、コンピュータにより無作為に抽出した
らんだむ 選んだ、ほんし す さい さい こ
(ランダムに選んだ)、本市にお住まいの11歳から17歳までの子ども
にん さいいじょう 900にん かの たがた こさま かの おく
2,100人と18歳以上の900人の方々です。お子様のいない方へもお送りし
ておりますが、しぜんたい いしき ちょうさ こりかい
市全体での意識を調査するものですので、御理解ください。

ちょうさけっか ほうこくしょ よてい なまえ か だ
また、調査結果は報告書にまとめる予定ですが、お名前を書かないでお出し
いただき、ごめいわく しゅうぶんき
ご迷惑をおかけすることのないよう、十分気をつけております。

てすう ちょうさ ごきょうりやく ねが
お手数をおかけいたしますが、この調査に御協力いただきますようお願い
もう あ
申し上げます。

へいせい ねん がつ
2014 (平成26) 年3月

かわさきし しみん きょく じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室
かわさきしこ けんりいいんかい
川崎市子どもの権利委員会

かわさきしこ けんりいいんかい
*川崎市子どもの権利委員会

かわさきしこ けんり かん じょうれい せっち こ かん し しさく こ
「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに関する市の施策について子どもの
けんりほしょう じょうきょう けんしょう
権利保障の状況を検証しています。

かわさきし こ けんり かん じったい いしきちょうさ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

さいいじょう よう
おとな（18歳以上）用

あんけーと きょうりよく ねが
～ アンケートにご協力をお願い～

- お送りしたあて名のご本人がお答えください。
- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- 18歳未満の子どもとお住まいの方は、その子どものことについてお答えください。子どもとお住まいでない方は、身近な子ども（近所や親戚の子どもなど）または子ども一般のことについてお答えください。
- 答えられる範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。
(返信用封筒には切手をはる必要はありません)
- **2014年3月16日**までにポストに入れてください。

- ※ このアンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りしています。
- ※ 川崎市子どもの権利に関する条例では、「子ども」を18歳未満としています。
- ※ あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。
- ※ 外国人市民や障がいのある方などにも読みやすいように、ふりがなを振っています。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

かわさきし しみん・こども きょく
川崎市 市民・子ども局

じんけん だんじょきょうどうさんかくしつ こ けんり たんとく
人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

でんわ 044-200-2344 ふあつくす Fax 044-200-3914
電話 044-200-2344 Fax 044-200-3914

「^{じしん}あなた自身のこと」についておききします。(この^{かいとう}回答で^か書いた^{ひと}人がわかることはありません。)

F-1 ^{ねんれい}あなたの年齢をおしえてください。(2014(平成26)年2月1日での^{ねんれい}年齢を書いてください。)

1	10歳代	3	30歳代	5	50歳代	7	70歳代
2	20歳代	4	40歳代	6	60歳代	8	80歳以上

F-2 ^{せいべつ}あなたの性別をおしえてください。(答^{こた}えたくない^{ばあい}場合は、^{きにゅう}記入しなくてもかまいません。)

1	男	2	女
---	---	---	---

F-3 あなたにはお^こ子さんはいらっしやいますか。(1つに○、複数の場合は^{まつし}末子)

1	0～2歳の子 ^こ どもがいる	5	中 ^{ちゅう} 学生 ^{がくせい} がいる
2	3～5歳の子 ^こ どもがいる	6	18歳未 ^{さい} 満 ^{まん} (2月1日 ^{がつついたちげんざい} 現在 ^{こうこうせいせだい})の ^{こうこうせい} 高校生 ^{せいだい} 世代 ^{せだい} がいる
3	小 ^{しょう} 学 ^{がく} 1～3年 ^{ねん} 生 ^{せい} の子 ^こ どもがいる	7	18歳以上 ^{さいいじょう} (2月1日 ^{がつついたちげんざい} 現在 ^こ)の子 ^こ どもがいる
4	小 ^{しょう} 学 ^{がく} 4～6年 ^{ねん} 生 ^{せい} の子 ^こ どもがいる	8	子 ^こ どもは ^{ない} いない

F-4 あなたの住^すんでいるところをおしえてください。

1	川崎 ^{かわさき} 区	2	幸 ^{さい} 区	3	中 ^{なか} 原 ^{はら} 区	4	高 ^{たか} 津 ^{つく} 区	5	宮 ^{みや} 前 ^{まえ} 区	6	多 ^た 摩 ^ま 区	7	麻 ^{あさ} 生 ^{おく} 区
---	----------------------	---	-------------------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------------	---	---------------------------------	---	-----------------------------------

F-5 あなたは、今^{いま}のところ^すに住^すんでどのくら^{くら}いになりますか。

1	1年 ^{ねん} 経 ^た っていない	2	1～5年 ^{ねん}	3	6～10年 ^{ねん}	4	11年 ^{ねん} 以上 ^{いじょう}
---	---------------------------------------	---	--------------------	---	---------------------	---	--------------------------------------

I 2000(平成12)年12月につくられた「^{かわさき}川崎市^こ子どもの^{けんり}権利^{じょうり}条^{れい}例^{れい}」についておききします。

Q1-1 ^{かわさき}川崎市^こ子どもの^{けんり}権利^{じょうり}条^{れい}例^{れい}を知^しっていますか。(あてはまるもの1つに○)

1	知 ^し っている	2	聞 ^き いたことがあるが ^{ない} 内容 ^{よう} はよくわ ^わ からない	3	知 ^し らない
↳ 次のページQ2へ					

Q1-2 ^{かわさき}川崎市^こ子どもの^{けんり}権利^{じょうり}条^{れい}例^{れい}を^{ほうほう}ふだん^みどのよう^きな方法^きで見^みたり聞^きいたりしますか。
(あてはまるものすべてに○)

1	学 ^{がっこう} 校 ^{せんせい} の先生 ^{はなし} の話	4	川崎 ^{かわさき} 市 ^ほ ホーム ^む ページ	7	新 ^{しんぶん} 聞 ^て 、 ^{てれび} テレビなど
2	施 ^し 設 ^{せつ} の先生 ^{せんせい} の話	5	ポ ^ぼ ス ^す ター	8	そ ^た の他
3	学 ^{がっこう} 校 ^{はいふ} で配 ^{ぱん} 布 ^ふ された ^れ パン ^ふ フレ ^れ ット	6	ち ^ら し	(^ぐ 具体的 ^{てい} に： ^き)	

Q1-3 かわさき子どもの権利じょうれいリーフレットを知っていますか。



- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

Q2 次の川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1 かわさき子どもの権利の日 | 3 川崎市人権オンブズパーソン | 5 子どもの権利に関する行動計画 |
| 2 川崎市子ども会議 | 4 川崎市子どもの権利委員会 | 6 一つも知らない |

II 『あなたや子どもの生活』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q3 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生からたたかれたり、なぐられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q4 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生から心を傷つけられる言葉をいわれたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q5 あなたは、子どもが保育園・幼稚園・学校で先生から性的にいやなことをされたり、させられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q6 あなたは、最近、子どものいじめに気づいたことがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q7 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが、少なくとも一人はいると思いますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q8 あなたは、子どもをたたいたりなぐったりすることがありますか。

- | | | | |
|------|----------|---------|------|
| 1 ある | 2 ときどきある | 3 あまりない | 4 ない |
|------|----------|---------|------|

Q9 あなたは、子どもの心^{こころ}を傷つける言葉^{ことば}を言ったことがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q10 あなたは、子どもの世話^{せわ}をしなかったり無視^{むし}したりすることがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q11 あなたには、安心して自分の気持ちや悩み^{なやみ}を話せる人が少なくとも一人^{ひとり}はいますか。

- 1 いる 2 いない

Q12 あなたは、子どもの頃^{ころ}、おとな（親・保護者^{おや ほごしや}、先生^{せんせい}など）からたたかれたりなぐられたりしたことがありますか。

- 1 あった 2 ときどきあった 3 あまりなかった 4 なかった

Q13 あなたは、子どもの頃^{ころ}、おとな（親・保護者^{おや ほごしや}、先生^{せんせい}など）から心^{こころ}を傷つけられる言葉^{ことば}をいわれたことがありますか。

- 1 あった 2 ときどきあった 3 あまりなかった 4 なかった

Q14 あなたは、子どもの頃^{ころ}、おとな（親・保護者^{おや ほごしや}、先生^{せんせい}など）に世話^{せわ}をしてもらえなかったり無視^{むし}されたりしたことがありますか。

- 1 あった 2 ときどきあった 3 あまりなかった 4 なかった

Q15 あなたは次^{つぎ}の中で疲れること^{つか}、不安^{ふあん}に思うことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---|--|
| 1 家事 ^{かじ} | 15 いわゆる「舅・姑 ^{しゅうと しゅうとめ} 」「婿・嫁 ^{むこ よめ} 」との関係 ^{かんけい} |
| 2 お金 ^{かね} のこと | 16 自分 ^{じぶん} （配偶者 ^{はいぐうしや} ）の仕事 ^{しごと} |
| 3 自分 ^{じぶん} の身体 ^{からだ} のこと | 17 子どもとのコミュニケーション ^{こみゆにけーしょん} |
| 4 自分 ^{じぶん} の将来 ^{しょうらい} | 18 子ども ^こ のしつけ |
| 5 いじめ ^{いじめ} ・嫌がらせ ^{いやがらせ} ・シカト ^{しかと} | 19 子ども ^こ の進路 ^{しんろ} ・将来 ^{しょうらい} |
| 6 就職 ^{しゅうしょく} | 20 子ども ^こ の友人 ^{ゆうじん} 関係 ^{かんけい} |
| 7 介護 ^{かいご} | 21 子ども ^こ のいじめ |
| 8 近所 ^{きんじよ} づきあい | 22 子ども ^こ の不登校 ^{ふとうこう} ・ひきこもり ^{ひきこもり} ・中退 ^{ちゅうたい} |
| 9 町内会 ^{ちやうないかい} の活動 ^{かつどう} | 23 子ども ^こ の非行 ^{ひこう} ・暴力 ^{ぼうりょく} |
| 10 自分 ^{じぶん} の親 ^{おや} との関係 ^{かんけい} | 24 同居家族 ^{どうきよかぞく} （子ども以外 ^{こ以外} ）からの暴力 ^{ぼうりょく} |
| 11 友人 ^{ゆうじん} 関係 ^{かんけい} | 25 その他 ^た |
| 12 職場 ^{しょくば} の人間 ^{にんげん} 関係 ^{かんけい} | （具体的に： ^{ぐたいてき} ） |
| 13 配偶者 ^{はいぐうしや} やパートナー ^{ぱーとなー} （彼氏 ^{かれし} ・彼女 ^{かのじよ} ）との関係 ^{かんけい} | |
| 14 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上 ^{えんえいすぶっく ついったー らいん みくしー えすえぬえすじやう にんげんかんけい} の人間 ^{にんげん} 関係 ^{かんけい} | 26 疲れること ^{つか} 、不安 ^{ふあん} に思うこと ^{おも} はない |

Ⅲ 『相談するところ』についておききます。

Q16 川崎市には次のような子どもの相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

1 保健福祉センター	8 教育委員会の教育相談室	15 川崎いのちの電話
2 児童相談所	9 電話相談ホットライン(体罰など)	16 かわさきチャイルドライン
3 児童・青少年電話相談	10 インターネット問題相談窓口	17 子どもの人権110番
4 児童虐待防止センター	11 やまびこ相談	18 横浜地方法務局相談窓口
5 民生委員・主任児童委員	12 かわさき若者	19 横浜弁護士会子どもの人権相談
6 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員	13 人権オンブズパーソン	20 知っているものはない
7 総合教育センター	14 いじめ相談ダイヤル	

Q17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこに?だれに?相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

【どこに】

1 保健福祉センター	9 やまびこ相談	16 横浜地方法務局相談窓口
2 児童相談所	10 かわさき若者	17 横浜弁護士会子どもの人権相談
3 児童・青少年電話相談	11 サポートステーション	18 インターネット掲示板
4 児童虐待防止センター	12 人権オンブズパーソン	19 その他
5 総合教育センター	13 いじめ相談ダイヤル	具体的に
6 教育委員会の教育相談室	14 川崎いのちの電話	
7 電話相談ホットライン(体罰など)	15 かわさきチャイルドライン	
8 インターネット問題相談窓口	16 子どもの人権110番	20 どこにも相談しない

【だれに】

1 自分の親、義理の親	10 担任の先生
2 兄弟姉妹	11 クラブ・部活動の先生
3 配偶者やパートナー	12 校長先生、教頭先生
4 友だち	13 ゆうゆう広場・相談学級の先生
5 職場の人	14 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員
6 近所の人	15 Facebook, Twitter, LINE, mixiなどSNS上の友達
7 保健師	16 その他(具体的に)
8 医師	17 だれにも相談しない
9 民生委員・主任児童委員	

IV 『あなたの周りのこと』についておききます。(あてはまるもの1つに○)

Q18 あなたは、保育園・幼稚園・学校の行事や学校での話し合い(たとえば、PTAなど)に参加していますか。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1 参加している | 4 参加していない |
| 2 ときどき参加している | 5 保育園・幼稚園・学校に通っている子どもはいない |
| 3 あまり参加していない | |

Q19 あなたの職場やあなたのお子さんが通っている保育園・幼稚園・学校など、あなたの周辺にあなたの話を聞いてくれる人がいますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q20 あなたは、何でも話せる友達がありますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q21 あなたは、地域の行事や話し合い(たとえば、町内会・自治会など)に参加していますか。

- | | | | |
|----------|--------------|--------------|-----------|
| 1 参加している | 2 ときどき参加している | 3 あまり参加していない | 4 参加していない |
|----------|--------------|--------------|-----------|

Q22 あなたは、地域の行事などを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

- | | | | |
|---------|-------------|-------------|---------|
| 1 聞いている | 2 ときどき聞いている | 3 あまり聞いていない | 4 聞いてない |
|---------|-------------|-------------|---------|

Q23 あなたは、地域に、子どもが一緒に遊んだり話したりする友だちがいると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q24 あなたは、子どものことがわかっていると思いますか。

- | | | | |
|----------|--------------|-------------|----------|
| 1 わかっている | 2 だいたいわかっている | 3 あまりわかっている | 4 わかっている |
|----------|--------------|-------------|----------|

Q25 あなたは、地域に、子どもが遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると思いますか。

- | | |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

Q26 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1 聞いている | 3 あまり聞いていない | 5 子どもはいない |
| 2 ときどき聞いている | 4 聞いてない | |

Q27 あなたは、^{ふだんいえ} ^こ ^{はなし} ^き 普段家で子どもの話を聞きますか。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 聞く | 3 あまり聞かない | 5 子どもはいない |
| 2 ときどき聞く | 4 聞かない | |

Q28 あなたは、^こ ^{あそ} ^{やす} ^{じぶん} ^す ^{じかん} ^{じゅうぶん} ^{おも} 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。

- | | | | |
|---------|-------------|------------|---------|
| 1 あると思う | 2 ときどきあると思う | 3 あまりないと思う | 4 ないと思う |
|---------|-------------|------------|---------|

Q29 あなたは、^{いえ} ^{じゆう} ^{じかん} 家で自由な時間がありますか。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q30 ^こ ^{ほつ} ^{ばしょ} ^{おも} 子どもにとってホッとできる場所はどこだと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|--|
| 1 ^{じぶん} ^{へや} 自分の部屋 | 11 ^{じゆく} 塾 |
| 2 ^{りびんぐ} ^{いま} リビング・居間 | 12 ^{なら} ^{きょうしつ} ^{すぽーつくらぶ} 習いごとの教室・スポーツクラブ |
| 3 ^{ふろ} お風呂 | 13 ^{ちいき} ^{としょかん} ^{しみんかん} 地域の図書館・市民館 |
| 4 ^{とイレ} トイレ | 14 ^{ぶんか} ^{せんたー} ^{わくわく} ^{ぷらざ} こども文化センター・わくわくプラザ |
| 5 ^{そふぼ} ^{いえ} 祖父母の家 | 15 ^こ ^{ゆめば} ^{ーく} ^{こうえん} 子ども夢パーク・公園 |
| 6 ^{とも} ^{だち} ^{いえ} 友だちの家 | 16 ^{ある} ^{ばい} ^{とさき} ^{しごと} ^ば アルバイト先・仕事場 |
| 7 ^{がくどう} ^{ほいく} ^{ばしょ} 学童保育の場所 | 17 ^{げーむ} ^{せんたー} ^{から} ^{おけ} ^{ぼっくす} ^{ねっ} ^と ^か ^{ふえ} ^{まん} ^が ^{きっさ} ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・マンガ喫茶・ |
| 8 ^{くらぶ} ^{かつどう} ^{ばしょ} クラブ活動の場所 | ^{ふあ} ^{すと} ^{ふーど} ^{てん} ^{ふあ} ^{みれ} ^す ^{こん} ^{びに} ファストフード店・ファミレス・コンビニ |
| 9 ^{がっこう} ^{としょかん} 学校図書館 | 18 ^た ^{ぐたいてき} その他 (具体的に：) |
| 10 ^{きょうしつ} 教室 | 19 ^{とく} 特にない |

Q31 ^{にちじょう} ^{せいかつ} ^{ぶんか} ^{こくせき} ^{なご} ^{しょう} ^こ ^{たいせつ} 日常生活で、文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- | | | | |
|----------------------|--------------------------|---------------------------|------------------------|
| 1 ^{おも} そう思う | 2 ^{おも} ときどきそう思う | 3 ^{おも} あまりそう思わない | 4 ^{おも} そう思わない |
|----------------------|--------------------------|---------------------------|------------------------|

V 『^{おも} あなたの思い』についておききます。 (あてはまるもの1つに○)

Q32 あなたは、^こ ^{まいにち} ^{たの} ^{かん} ^{おも} 子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

- | | | | |
|----------------------|--------------------------|---------------------------|------------------------|
| 1 ^{おも} そう思う | 2 ^{おも} だいたいそう思う | 3 ^{おも} あまりそう思わない | 4 ^{おも} そう思わない |
|----------------------|--------------------------|---------------------------|------------------------|

Q33 あなたは、^{じぶん}自分が好きですか。

- 1 ^す好き 2 ^すだいたい好き 3 ^すあまり好きではない 4 ^す好きではない

Q34 あなたは、^{まわ}周りの人から^{ひと}大切に^{たいせつ}されていると^{かん}感じますか。

- 1 ^{かん}感じる 2 ^{かん}ときどき感じる 3 ^{かん}あまり感じない 4 ^{かん}感じない

Q35 あなたは、^{まいにち}毎日が^{たの}楽しいですか。

- 1 ^{たの}楽しい 2 ^{たの}だいたい楽しい 3 ^{たの}あまり楽しくない 4 ^{たの}楽しくない

Q36 ^{つぎ}次の^こ子どもの^{けんり}権利のなかで、^こ子どもにとって^{もっと}最も^{たいせつ}大切だと^{おも}思うものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

- | | |
|--|--|
| 1 ^{あんしん} 安心して ^い 生きる ^{けんり} 権利 | ^い いのちが ^{たいせつ} 大切にされ、 ^い いじめられたりしないで、 ^{あんしん} 安心して ^{せい} 生活 ^{かつ} できる |
| 2 ^{あり} ありのままの ^{じぶん} 自分で ^{けんり} いる権利 | ^{ほか} 他の ^{ひと} 人との ^{ちが} 違いや ^{こせい} 個性が ^{たいせつ} 大切にされ、 ^{ひみつ} 秘密 ^{まも} が守られる |
| 3 ^{じぶん} 自分を守り、 ^{まも} 守られる ^{けんり} 権利 | ^{こころ} 心や ^{からだ} 体を ^{きず} 傷つけられないように ^に 逃げ、 ^{たす} 助けてもらうために ^{そう} 相談 ^{だん} できる |
| 4 ^{じぶん} 自分を ^{ゆた} 豊かにし、 ^{ちから} 力づけられる ^{けんり} 権利 | ^{あそ} 遊んだり ^{まな} 学んだり ^{かつどう} 活動したりすることができる |
| 5 ^{じぶん} 自分で ^き 決める ^{けんり} 権利 | ^{じぶん} 自分のことを ^{じぶん} 自分で ^き 決めたり、 ^き 決めるときに ^{おと} おとなに ^{たす} 助けてもらえる |
| 6 ^{さんか} 参加する ^{けんり} 権利 | ^{じぶん} 自分の ^{いけん} 意見を ^い 言ったり、 ^{しゃかい} 社会で ^{かつどう} 活動したりできる |
| 7 ^{こべつ} 個別の ^{ひつよう} 必要に ^{おう} 応じて ^{しえん} 支援 ^う を受ける ^{けんり} 権利 | ^{くに} 国の ^{ちが} 違いや ^{しょう} 障がいなどで ^{きべつ} 差別されず ^{きき} 支えられる |

さいごに

^こ子どもが^{あんしん}安心して、^{じぶん}自分らしく^い生き、^{しゃかい}社会に^{さんか}参加しながら^{せい}成長^{ちやう}していけるには、^{なん}どんなことが^{たいせつ}大切だと^{おも}思いますか。何でも^{なん}自由に^{じゆう}書いて^かくだ

◆ ^{きょうりよく}ご協力ありがとうございました ◆

2014 (平成26) 年3月

アンケートに協力していただく皆様へ

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室
川崎市子どもの権利委員会

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について (依頼)

日頃から、子どもの権利施策の推進に御協力いただきありがとうございます。

本日お送りいたしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、川崎市と市の附属機関である川崎市子どもの権利委員会が、市の子ども施策の充実を図り、子どもの権利保障を推進する際の基礎資料を得るために実施するものです。

調査は、市内在住の外国人を含む子ども 2,100 人、おとな 900 人の他、子どもに関わる学校・施設の職員 500 人に各職場を通してお願いしています。

回答は同封の返信用封筒で御返送ください。(調査結果は報告書にまとめて公表する予定ですが、無記名・個別回収により、個人や施設が特定されないことがないよう、取扱には十分配慮いたします。)

年度末のお忙しい時期にお手数をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

*子どもの権利委員会

「川崎市子どもの権利に関する条例」により設置され、子どもに関する市の施策における子どもの権利保障の状況を検証しています。

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

職員用

～ アンケートにご協力をお願い ～

- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- お答えいただける範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 回答が終わりましたら、一緒にお送りした返信用封筒に入れて、ご返送ください。
(返信用封筒には切手を貼る必要はありません)
- **2014年3月16日まで**にポストに投函してください。

※ このアンケートは、川崎市内の学校や子どもに関する施設を通して、子どもに関わっている職員の皆さまにお送りしています。

※ あなた個人の回答内容が職場や外部にもれることはありません。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

[お問合せ先]

川崎市 市民・こども局

人権・男女共同参画室 子どもの権利担当

電話 044-200-2344 Fax 044-200-3914

E-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

「あなた自身のこと」についてお聞きします。

F-1 あなたの所属をおしえてください。

- | | |
|--------|--------|
| 1 学校関係 | 2 施設関係 |
|--------|--------|

F-2 あなたの勤続年数をおしえてください。(2014年2月1日での勤続年数を書いてください)

- | | | |
|------------|--------------|--------------|
| 1 1年未満 | 3 5年以上10年未満 | 5 20年以上30年未満 |
| 2 1年以上5年未満 | 4 10年以上20年未満 | 6 30年以上 |

I 2000(平成12)年12月につくられた『川崎市子どもの権利条例』についてお聞きします。

Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|---------|-----------------------|--------------|
| 1 知っている | 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない | 3 知らない ⇒ Q3へ |
|---------|-----------------------|--------------|

Q2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|-------------|------------|
| 1 職場での話 | 4 川崎市ホームページ | 7 新聞、テレビなど |
| 2 職場以外の講座や学習会、研修会 | 5 ポスター | 8 その他 |
| 3 パンフレット | 6 ちらし | (具体的に:) |

Q3 川崎市のしくみで知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1 かわさき子どもの権利の日 | 3 川崎市人権オンブズパーソン | 5 子どもの権利に関する行動計画 |
| 2 川崎市子ども会議 | 4 川崎市子どもの権利委員会 | 6 一つも知らない |

II 『あなたやあなたの職場の子どもの生活』についてお聞きします。(あてはまるもの1つに○)

Q4 あなたは、子どもが、おとな(親、保護者、先生など)から、たたかれたりなぐられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q5 あなたは、子どもが、おとな(親、保護者、先生など)から、心を傷つけられる言葉をいわれたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- | | | | |
|------|----------|----------|-------|
| 1 する | 2 ときどきする | 3 あまりしない | 4 しない |
|------|----------|----------|-------|

Q6 あなたは、子どもが、おとな（親、保護者、先生など）から、性的にいやなことをされたりさせられたりしたことに最近気づいたり聞いたりしますか。

- 1 する 2 ときどきする 3 あまりしない 4 しない

Q7 あなたは、子どものいじめに最近気づいたことがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q8 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思いますか。

- 1 思う 2 思わない

Q9 あなたは、職場で子どもをたたくことがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q10 あなたは、職場で子どもの心を傷つける言葉を使ったことがありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q11 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。

- 1 いる 2 いない

Ⅲ 『相談するところ』についてお聞きします。

Q12 川崎市には次のような相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。
（知っているものすべてに○）

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 保健福祉センター | 11 やまびこ相談 |
| 2 児童相談所 | 12 かわさき若者サポートステーション |
| 3 児童・青少年電話相談 | 13 人権オンブズパーソン |
| 4 児童虐待防止センター | 14 いじめ相談ダイヤル |
| 5 民生委員・主任児童委員 | 15 川崎いのちの電話 |
| 6 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 | 16 かわさきチャイルドライン |
| 7 総合教育センター | 17 子どもの人権110番 |
| 8 教育委員会の教育相談室 | 18 横浜地方法務局相談窓口 |
| 9 電話相談ホットライン（体罰など） | 19 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| 10 インターネット問題相談窓口 | 20 知っているものはない |

Q13 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこに？だれに？相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

【どこに】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 保健福祉センター | 12 いじめ相談ダイヤル |
| 2 児童相談所 | 13 川崎いのちの電話 |
| 3 児童・青少年電話相談 | 14 かわさきチャイルドライン |
| 4 児童虐待防止センター | 15 子どもの人権110番 |
| 5 総合教育センター | 16 横浜地方法務局相談窓口 |
| 6 教育委員会の教育相談室 | 17 横浜弁護士会子どもの人権相談 |
| 7 電話相談ホットライン（体罰など） | 18 インターネットの掲示板 |
| 8 インターネット問題相談窓口 | 19 その他 |
| 9 やまびこ相談 | (具体的に：) |
| 10 かわさき若者サポートステーション | 20 どこにも相談しない |
| 11 人権オンブズパーソン | |

【だれに】

- | | |
|---------------|--|
| 1 自分の親、義理の親 | 10 担任の先生 |
| 2 兄弟姉妹 | 11 クラブ・部活動の先生 |
| 3 配偶者やパートナー | 12 校長先生、教頭先生 |
| 4 友だち | 13 ゆうゆう広場・相談学級の先生 |
| 5 職場の人 | 14 スクールカウンセラー・心のかけはし相談員 |
| 6 近所の人 | 15 Facebook, Twitter, LINE, mixi など SNS 上の友達 |
| 7 保健師 | 16 その他（具体的に：) |
| 8 医師 | 17 だれにも相談しない |
| 9 民生委員・主任児童委員 | |

IV 『あなたの周りのこと』についておききします。(あてはまるもの1つに○)

Q14 子どもは、学校の休み時間や放課後、好きなように過ごしていると思いますか。

- | | | | |
|--------|------------|-------------|--------|
| 1 そう思う | 2 だいたいそう思う | 3 あまりそう思わない | 4 思わない |
|--------|------------|-------------|--------|

Q15 あなたには、何でも話せる友達がありますか。

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q16 あなたは、職場のある地域の行事や話し合い（例えば、町会行事など）に参加していますか。

- 1 参加している 2 ときどき参加している 3 あまり参加していない 4 参加していない

Q17 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか。

- 1 取り入れている 2 ときどき取り入れている 3 あまり取り入れていない 4 取り入れていない

Q18 あなたは、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、自分の思いや考えを自由に言えますか。

- 1 言える 2 だいたい言える 3 あまり言えない 4 言えない

Q19 あなたは、地域に、子どもと一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。

- 1 思う 2 思わない

Q20 あなたの職場の子どもは、何でも話せる友だちがいますか。

- 1 思う 2 思わない

Q21 あなたは、子どものことをよくわかっていると思いますか。

- 1 わかっていると思う 3 あまりわかっていると思う
2 だいたいわかっていると思う 4 わかっていると思う

Q22 あなたは、地域に、子どもが遊んだりスポーツをしたり自分が好きなことをする場所があると思いますか。

- 1 思う 2 思わない

Q23 あなたは、子どもの話をよく聞いていますか。

- 1 聞いている 2 ときどき聞いている 3 あまり聞いていない 4 聞いていない

Q24 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にあると思いますか。

- 1 あると思う 2 だいたいあると思う 3 あまりないと思う 4 ないと思う

Q25 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。

- 1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q26 あなたの職場では、文化・国籍等のちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

- 1 思う 2 思わない

Q27 あなたは、子どもへの懲戒権限の範囲を認識していますか。

- 1 認識している 2 認識していない

V 『あなたの思い』についておききします。 (あてはまるもの1つに○)

Q28 子どもは毎日が楽しいと感じていると思いますか。

- 1 思う 2 思わない

Q29 あなたは、自分が好きですか。

- 1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きでない 4 好きでない

Q30 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。

- 1 感じる 2 だいたい感じる 3 あまり感じない 4 感じない

Q31 あなたは、毎日が楽しいですか。

- 1 とても楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q32 次の子どもの権利のなかで、子どもにとって最も大切だと思うものは何ですか。

(あてはまるもの2つに○)

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1 安心して生きる権利 | いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる |
| 2 ありのままの自分である権利 | 他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる |
| 3 自分を守り、守られる権利 | 心や体を傷つけられないように逃げ、助けてもらうために相談できる |
| 4 自分を豊かにし、力づけられる権利 | 遊んだり学んだり活動したりすることができる |
| 5 自分で決める権利 | 自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けてもらえる |
| 6 参加する権利 | 自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる |
| 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利 | 国の違いや障がいなどで差別されず支えられる |

